

京都大学入学者選抜方法研究委員会要項の一部を改正する要項

京都大学入学者選抜方法研究委員会要項（昭和四十八年六月五日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第三第一項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

(二) 別表教科・科目欄の区分ごとに、同表人数欄に掲げる数の教授又は助教

第七を第八とし、第六を第七とし、第五の次に次の一条を加える。

第六 委員会に出題内容等を調査研究するため、別表に掲げる教科・科目欄の区分ごとに部会を置くことができる。

第五 各部会の委員は、総長が委嘱する。

第四 各部会に部長を置き、第三第一項第二号の委員をもつて充てる。

第三 前三項に掲げるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

別表 附則の次に次の別表を加える。

外国語	数	公民	地理歴史	理科	国語	教科										
中国語	英語	独語	仏語	数	政治・経済	倫理	現代社会	地理	日本史	世界史	地学	生物学	化学	物理学	国語	科目
若干名	一名	若干名		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	人数

附則 この要項は、平成十七年六月五日から実施する。